

平成 17 年 6 月 9 日

(社) 日本臨床衛生検査技師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

血液製剤の適正使用推進に係る臨床検査技師の育成強化について（依頼）

標記については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第 8 条に医療関係者の責務として規定されており、貴会におかれても、血液製剤の適正な使用に御尽力いただいていることと存じます。

さて、「血液製剤の適正使用推進に係る先進事例等調査結果及び具体的強化方策の提示等について」（平成 17 年 6 月 6 日付け薬食血発第 0606001 号都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知）で示したとおり、輸血部門に専任の責任医師を置いている医療機関は少なく、各医療機関における血液製剤の適正使用推進には実態として輸血医療に関して専門知識を有する臨床検査技師の積極的な関わり及びこれを支援する院内の理解と協力体制によるところが大きいと認識しています。

しかし、輸血療法は直接人命に関わるものであり、より一層の専門的知識が要求される領域でもあります。

このような状況の下、医療機関に対する院内体制の整備及び医学教育における適正使用に関する教育の充実促進はもちろんですが、貴会におかれましても、下記の事項について関係者に周知の上、御配慮いただきたく、よろしく願い申し上げます。あわせて、貴会会員にも周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 臨床検査技師の卒前教育の一環として、輸血療法の講義及び実習（特に血液製剤の安全性の確保及び適正使用に関すること）を充実させること
- 2 貴会で行っている生涯教育研修制度などを活用して、輸血療法の全般的・統合的な知識及び技能（特に血液製剤の安全性の確保及び適正使用に関すること）を取得させるための体制整備を図ること

平成 17 年 6 月 9 日

全国臨床検査技師教育施設協議会会長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

血液製剤の適正使用推進に係る臨床検査技師の育成強化について（依頼）

標記については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第 8 条に医療関係者の責務として規定されており、貴会におかれても、血液製剤の適正な使用に御尽力いただいていることと存じます。

さて、「血液製剤の適正使用推進に係る先進事例等調査結果及び具体的強化方策の提示等について」（平成 17 年 6 月 6 日付け薬食血発第 0606001 号都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知）で示したとおり、輸血部門に専任の責任医師を置いている医療機関は少なく、各医療機関における血液製剤の適正使用推進には実態として輸血医療に関して専門知識を有する臨床検査技師の積極的な関わり及びこれを支援する院内の理解と協力体制によるところが大きいと認識しています。

しかし、輸血療法は直接人命に関わるものであり、より一層の専門的知識が要求される領域でもあります。

このような状況の下、医療機関に対する院内体制の整備及び医学教育における適正使用に関する教育の充実促進はもちろんです。貴会におかれましても、下記の事項について関係者に周知の上、御配慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。あわせて、貴会会員にも周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 臨床検査技師の卒前教育の一環として、輸血療法の講義及び実習（特に血液製剤の安全性の確保及び適正使用に関すること）を充実させること
- 2 貴会で行っている生涯教育研修制度などを活用して、輸血療法の全般的・統合的な知識及び技能（特に血液製剤の安全性の確保及び適正使用に関すること）を取得させるための体制整備を図ること



薬食血発第 0422002 号
保医発第 0422001 号
平成 17 年 4 月 22 日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) 感染の理論的リスクにかんがみ、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添 (写) の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用 (輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。)、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力をお願いしているところです。

貴職におかれては、もとより医療保険に係る様々な機会（レセプト審査等）において種々の御努力を賜っているところですが、この度の事態の緊急性にかんがみ、改めて、血液製剤の適正使用に係る各種指針*等について御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知については、別途審査支払機関あて通知していることを申し添えます。

※ 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（平成11年6月10日付け医薬発第715号厚生省医薬食品局長通知別添1及び別添2）、血小板製剤の使用基準（平成6年7月11日付け薬発第638号厚生省薬務局長通知別添報告書）



薬食血発第 0422003 号

保医発第 0422002 号

平成 17 年 4 月 22 日

社会保険診療報酬支払基金理事長

社団法人 国民健康保険中央会会長

殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

厚生労働省保険局医療課長

血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（ $vCJD$ ）感染の理論的リスクにかんがみ、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において $vCJD$ の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用（輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力をお願いしているところです。

貴職におかれては、もとより医療保険に係る様々な機会（レセプト審査等）において種々の御努力を賜っているところですが、この度の事態の緊急性にかんがみ、改めて、血液製剤の適正使用に係る各種指針*等について御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知については、別途地方社会保険事務局長あて通知していることを申し添えます。

※ 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（平成 11 年 6 月 10 日付け医薬発第 715 号、厚生省医薬食品局長通知別添 1 及び別添 2）、血小板製剤の使用基準（平成 6 年 7 月 11 日付け薬発第 638 号厚生省薬務局長通知別添報告書）



薬食血発第 0413001 号
平成 17 年 4 月 13 日

文部科学省高等教育局医学教育課長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとすることとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあります。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用（輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力をお願いしているところです。

貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、御協力・御支援いただくとともに、医科大学、医学部における医学教育の中での血液製剤の適正使用に係る教育の充実についても特段の御配慮を賜りますよう、貴管下教育機関及び医療機関に対し周知方よろしくお願いいたします。

※ 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（厚生省医薬食品局長通知、医薬発第 715 号、平成 11 年 6 月 10 日）、血小板製剤の使用基準（厚生省薬務局長通知、薬発第 638 号、平成 6 年 7 月 11 日）